

Title	磯部靖君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2008
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.81, No.1 (2008. 1) ,p.137- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20080128-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

磯部靖君学位請求論文審査報告

磯部靖君により提出された博士学位請求論文「現代中国の中央・地方関係における省指導者の役割―改革・開放期の広東省を事例として―」の構成は以下の通りである。

序章 問題の所在

第一章 中央・地方関係の分析枠組

第二章 省指導者の国政における影響力

第三章 省指導者の地方内における統制力

第四章 省指導者と利益誘導

第五章 省指導者と地方主義批判

終章 結論

(一)

磯部靖君は本塾大学院法学研究科政治学専攻に在籍の時

代から現在にいたるまでの一七年にわたり、一貫として中華人民共和国における中央・地方関係という重要なテーマを政治学の手法を用いて分析し、多くの優れた研究論文を発表してきた。本論文は、磯部君のこれまでの研究業績の集大成ともいえるべき力作である。本論文に収録された各章の論稿は、既存の学術誌などに以前に発表したものの寄せ集めではなく、ほぼ全面的にそれらを一つの問題意識のもとに書き直したものである。したがって、本論文の主題は「中華人民共和国の中央・地方関係を、『集権―分権パラダイム』に依拠して分析することの問題を明らかにすること」だという。より具体的に言えば、「改革・開放期以降の広東省での地方分権の実施をめぐる中央・地方関係の展開過程における省指導者の役割が過大評価されてきた問題を明らかにすること」であった。

中国の行政区分は、単純化すれば、中央、省級、県級、郷・鎮級に分かれる。磯部君の問題意識は特にこのうちの中央と省級の関係であり、本論文ではこのテーマを一九七〇年代末から一九九〇年代初頭にかけての広東省を事例に詳細かつ実証的に分析している。序章において、磯部君は自らの立論をこの分野の先行研究を批判的に紹介すること

で明快に示している。先行研究の多くは、改革・開放期の広東省を分析する中で、その「地方主義」的傾向を「地方保護主義」「諸侯経済」「市場封鎖」などのいわば「中央・地方二元論」「地方悪玉論」の構図で描いてきた。それを磯部君は「集権―分権パラダイム」と呼ぶ。ここでいう「地方主義」とは、「中央指導者あるいはその意を受けた省指導者や中央政府各部門の指示や命令が、地方における実施過程において骨抜きにされてしまう現象」を指している。

しかし磯部君は、従来の研究があまりに地方主義を誇大に扱うことで中央の統制力を過小評価し、国家の凝集力が弱体化している側面ばかりを強調してきたことを批判する。そして改革・開放後、中央により地方分権の方針が打ち出されたにもかかわらず、省指導者の自主的権限は制限され、依然として中央の統制力が強力であったために、逆に地方主義の問題が発生したのだと主張する。つまり、従来の研究における地方主義に関する指摘は、省指導者の行動ばかりに関心が行き、その結果として中央・地方関係の亀裂を過度に強調しすぎており、もう一方の当事者である中央の側の対応が十分に検討されてこなかったという。

第一章「中央・地方関係の分析枠組」では、以上のような問題意識にもとづいて、本論文の分析枠組が提示されて

いる。ここではまず、「動員型地方分権」「二元指導体制の温存」「地方内の利益の多元性」という三つの枠組が示される。「動員型地方分権」とは、省指導者が中央指導者に対して従属的な立場に置かれており、必ずしも彼らが中央に抵抗や対抗していたわけではなかったという見方である。「二元指導体制の温存」とは、省級政府の各部門は省の共産党委員会から指導を受けるとともに、同時に中央における同系統の政府部門からも指導を受けている現実を指している。このことはしばしば横と縦との関係における権限配分の確執の源泉となったという。「地方内の利益の多元性」とは、従来の「地方主義」理解では地方の内部を一体と見なす傾向が強かったことへの批判であり、地方内部の利益の多元化により、地方分権で一部権限を付与されたものの域内で統制力を失った省指導者の現実がそこにはあるという。磯部君は以上のような分析枠組を提示したあと、中国の中央・地方関係の分析における従来の「集権―分権パラダイム」に代わる「融合―委任型モデル」を示唆している。それはすなわち、中国の省指導者の中央の顔と地方の顔の二重性を「融合」ととらえ、一方で彼らへの権限は「委任」されたのではなく、「委任」されたのだとする見方を総合した表現である。

このような明確な立論と分析枠組にたつて、磯部君は第二章以降、本論として年代順に個別の事例を検討している。

(二)

第二章「省指導者の国政における影響力」では、一九七〇年代末の近代化政策の開始とともに導入された地方分権の実態を説明している。従来、この時期の中央と広東省の關係に関する研究では省指導者の影響力の強さが強調されてきた。つまり先行研究において、広東省に対する様々な地方分権の試みは、鄧小平が中央での主導権を掌握する目的で地方指導者の支持を獲得するために行つたとするものが多い。しかし磯部君は広東省の地方分権はもっぱら中央主導で行われ、省指導者の政策決定における役割は受動的でありかつ限定的であつた、つまりそれは主として「動員型地方分権」であつたと主張する。

第三章「省指導者の地方における総制力」では、地方分権の実施過程における「二元指導体制の温存」の側面と、一九八〇年代前半に起こつた反密輸闘争と海南島密輸事件の事例研究を通して「地方内の利益の多元性」の側面を示すことで、省指導者の内部統制力の限界を証明している。すなわち従来の研究では、地元出身の省指導者は地方主義

的で、外地出身の省指導者は中央寄りであるとの先入観にとられてきた。しかし外地出身の広東省指導者の任仲夷は、中央との關係ではその権限に限界を有しながら、広東省内部でも統制力に限界があつたために、一連の深刻な密輸事件を引き起こし地方主義を増幅してしまつたのであつた。

第四章「省指導者と利益誘導」では、一九八五年に地元出身の林若と葉選平が省指導者に就任し、八八年に広東省が「综合改革試験区」に認定され優遇措置が実施されるまでの時期を扱っている。優遇措置の決定に関しては、従来、広東省による利益誘導の側面が強いとされてきたが、磯部君はこうした立場に正面から反論する。広東省の地方分権は中央での政策論争と連動しており、地方分権の推進は省指導者に多大な責務を負わせるようになったという点で中央への従属性をむしろ強めたというのが磯部君の主張である。そこにあつたのは、地方指導者の利益誘導というよりも、改革・開放を進める中央指導者によつて地方指導者が利用された現実であつたという。

第五章「省指導者と地方主義批判」では、いわゆる「諸侯經濟」といわれるほどに地方保護主義が深刻化した一九八八年から九二年の鄧小平の「南巡講話」までの時期を取

り上げ、その根源を解明している。従来、この点に關しては、広東省の指導者が「地方の利益」を擁護するために中央による經濟の整備・整頓政策に抗してきたとする立場が主流だが、現実には、省指導者は中央との關係では中央内部の政策論争に翻弄され従属的な立場に甘んじてきたのに加え、地方内部でも彼らは「利益の多元化」ゆえに実質的な統制力を失っていた。このことが、「諸侯經濟」や地方保護主義を野放しにした主たる原因であった。これがこの章における磯部君の見方である。

終章「結論」では、改めて本論文の全体像と各章の知見が要約され、同時に磯部君の新たな視点である「融合―委任型モデル」の可能性が提示されて締めくくられている。またここでは、従来の中国における中央・地方關係研究の多くがなぜ「集権―分権パラダイム」に偏ってしまったのかについての私見も記されている。磯部君によれば、中国政治の理解において中央対地方や保守派對改革派といった対立の構図で描きたがるある種の一定の政治的傾向性、あるいは中央の権力集中を目的とした中国内部の一定の政治勢力からの地方主義批判を鵜呑みにした側面などがありうると示唆している。

(三)

本論文の評価は以下の通りである。

第一に、本論文は明確で一貫した問題意識にもとづき、きわめて明快な論理を展開している。前述したように、本論文は磯部君がこれまでに書き溜めた論稿の単なる寄せ集めではなく、ほぼ完全にそして全面的に一つのテーマのもとに大幅修正したものである。その結果として、本論文は最初の「問題の所在」と最後の「結論」が有機的に結びついており、全体として非常に読みやすい内容となっている。

第二に、本論文のオリジナリティと客観性である。磯部君は日本における先行研究はもちろんのこと、中国語と英語の先行研究に關しても相当な数を読みこなしている。そしてそれらの多くが「集権―分権パラダイム」にもとづく分析枠組であったことを批判的に整理・紹介する中で、自らの立論を明確に打ち出している。磯部君の論文の斬新性は、従来のこの分野における研究が主として中央・地方の対立構図を過度に強調し、地方指導者の自立性や中央の権力失墜を指摘するものが多かったのに対して、省指導者の権限や統制力における限界と、中央の支配力の大きさを確認した点にある。従来の中央・地方關係研究が、主として地方の側に軸足と視点を置きすぎる傾向を排して、中央と

地方の両者をバランスよく客観的に目配りした部分も評価されてしかるべきであろう。

第三に、磯部君がこの研究のために膨大な資料を読み込んだ点である。特に、広東省の『南方日報』紙の記事をここまで丁寧に渉猟し、読破した研究は初めてではないだろうか。それだけではなく、磯部君は『人民日報』をはじめ中央の新聞・雑誌などにも丁寧に目を通し、広東省と中央との関係を立体的に浮かび上がらせることに成功している。これは長年にわたり緻密な実証主義を貫いてきた磯部君の努力の結晶である。

もちろん本論文に問題点がないわけではない。本論文では指導者が中央からの統制と地方内部からの圧力の前に立ち尽くす無力な姿として描かれる傾向があるが、彼らが利益集団の代表であるかのように振舞う主体的な側面はほとんどなかったであろうか。本論文は主として一九七〇年代末から一九九〇年代初頭までを扱っているが、歴史的な傾向性の中で現在の状況をどのようにとらえたらよいのか、つまりより長期的な中国政治史の中で本論文の成果をどのように位置づけたらよいのであろうか。従来の「集権―分権パラダイム」を論破するところまではよいが、それに代わって自ら提起した「融合―委任型モデル」の中身につい

ての精緻な議論は十分に展開されていない。また、論述が明快で非常に丁寧なのはよいが、議論の繰り返しが多く、読者にややくだい感じを与えるかもしれない。

このような問題点は、もとより本論文の大きな意義をいささかも失うものではない。これらは、いずれ磯部君が本論文を著書として公刊するさいに十分に参考にされることを望みたい。

以上のことから、審査員一同は、本論文が中国の中央・地方関係についての丁寧な実証分析にもとづいた優れた先駆的な学術研究であると判断し、ここで示された磯部靖君の業績が博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する十分な学識を示した内容であると高く評価するものである。

二〇〇七年一月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授	国分	良成
副査	慶應義塾大学法学部教授	小此木政夫	
副査	慶應義塾大学法学部教授	高橋	伸夫
副査	慶應義塾大学法学部教授		